

令和4年度

# 事業計画書

社会福祉法人

岡山市社会福祉協議会

現在、地域では少子高齢化・人口減少が進み、社会的孤立、ひきこもり、子どもの貧困や格差、8050問題等、地域であらゆる生活課題が生じています。地域の福祉ニーズは複雑・多様化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や社会情勢は大きく様変わりしており、失業や休業等による生活困窮世帯が増加し、コロナ禍で地域のつながりを失った人の孤独死等が顕在化しています。

感染予防のため人との関わりが制限され、地域におけるつながりの希薄化によりコロナ禍での「新しい生活様式」を踏まえた支援のあり方が問われています

岡山市社会福祉協議会は、生活困窮者への生活再建費用として、生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）や生活困窮者自立相談支援事業（寄り添いサポートセンター）を通じて相談者の悩みに寄り添いながら支援しています。

また、地域で増加する様々な生活課題に取り組み、日常生活に困難を抱える人達を支援する活動に対して、独自の活動助成事業（切山基金活用による緊急支援活動助成事業）を実施しています。

社会は、活動自粛や生活様式の変化により、人と人とのつながりが希薄化し、地域福祉活動も停滞しつつありますが、岡山市社会福祉協議会は、つながりを途切れさせないために、地域の支え合い活動（生活支援サービス体制整備事業）を推進しています。

頻発する自然災害に対して、コロナ禍においても迅速に災害ボランティアセンターの設立・運営ができるように、関係機関と連携及び協力して、平時からの体制整備を促進しています。

岡山市社会福祉協議会が策定した「第4次地域福祉活動計画」（令和3～5年度）は、地域のみなさまをはじめとする多様な主体の参画・協働を具体的に進め、地域生活課題の解決と地域共生社会の実現に向けた活動指針です。これは、国が創設した「重層的支援体制整備事業」と方向性を同じくするもので、岡山市社会福祉協議会は積極的に関与して地域のみなさまの複雑化・複合化した課題を包括的に受け止めて、総合的な支援体制づくりに努めていきます。

併せて、基本理念を全国社会福祉協議会の市区町村社協経営指針より、“誰もが支え合いながら 安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくり”とし、「全

社協「福祉ビジョン2020」を羅針盤としながら、地域福祉活動を推進しています。

本年度は、創立100周年を迎えることとなります。1922年（大正11）9月に「岡山済世協会」として設立され、その後、組織変更や事業を拡大しながら、1962年（昭和37）12月に社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、社会福祉法人岡山市社会福祉協議会となりました。民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、貧困対策をはじめ、市民にとって役に立ち頼りにされる存在になるよう、地域福祉活動の推進に努めてきました。

今後も、役職員が一体となって行政や各種団体、関係機関と連携して、組織体制の整備、財源の安定化、計画的な事業の実施を図り、地域共生社会の実現を進めていきます。

## 基本理念

“誰もが支え合いながら 安心して暮らすことができる

「ともに生きる豊かな地域社会」づくり”

### ①. 基本目標

「共に助け合い、支え合う地域づくり」

「あらゆる生活課題を受け止め、寄り添う体制づくり」

「地域で安心して生活できる支援体制づくり」

「多種多様な団体を繋ぎ・つながる仕組みづくり

### ②. 実施事業

#### 1. 共に助け合い・支え合う地域づくり

お互い様の地域づくりを進めるために、地域のみなさんと福祉関係者、さまざまな団体とが手を取り合い、市民の参加と支え合いによる“誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくり”を推進します。

#### (1) 社協支部・地区社協活動の推進

福祉の視点を持って地域づくりを進める社協支部・地区社協の活動を支援します。

##### ○社協支部・地区社協活動の推進

- ・情報交換会の開催
- ・地域福祉活動の手引きの活用

##### ○小地域福祉活動計画の策定

- ・モデル地区の策定支援
- ・マニュアルの活用

#### (2)生活支援サービス体制整備事業

困りごとや課題を協議する場（支え合い推進会議）をつくり、地域における支え合いの体制づくりを目指します。

- ・地域支え合い推進会議の設置・運営
- ・フォーラムの開催
- ・生活支援・困りごと支援活動の推進
- ・地域における公益的な取り組みの推進（社会福祉法人との連携）
- ・多機関による連携会議の開催

### **(3)ふれあい・いきいきサロン事業**

ふれあい・いきいきサロンの設置を推進します。

- ・各福社区いきいきサロン交流会の開催
- ・高齢者いきいきサロンの立ち上げ

### **(4)子どもの居場所づくり等促進事業**

子どもの居場所づくり相談窓口を設置し、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの居場所づくりへの取り組みを支援することで、見えにくい困りごとを早期に発見し適切な支援につながります。子どもの居場所づくりをきっかけとして地域の福祉力を高め、より活力のある地域づくりを目指します。

#### ○子どもの居場所づくり相談窓口設置事業

- ・活動団体ネットワーク交流会の開催

#### ○子どもの居場所づくりに関する相談支援

- ・子どもの居場所立ち上げ支援事業
- ・子どもの居場所の新規立ち上げ

#### ○子どもの居場所アドバイザー事業（仮）＜新規＞

#### ○親子応援メール運営事業・支援ネットワーク構築事業

- ・親子応援メールの運営
- ・支援団体のネットワーク化と支援活動の開発

### **(5) 安全・安心見守り・声かけ推進事業**

市民のみなさんの安全・安心を確保するため、「あんしんカプセルおかやま」を活用した見守り・声かけ活動を推進いたします。

#### ○新規実施地区の支援（安全・安心カプセル）

- ・実施地区、利用者の拡大

### **(6) 市民活動の発信と活動の見える化**

市民のみなさんにタイムリーな情報発信を心がけます。また、さまざまな情報発信ツールを積極的に活用することで、より多くの人に必要な情報を提供します。

#### ○社協だよりの発行（年4回）

- ホームページ及び SNS による情報発信
- 市民のひろばによる情報発信
- マスコミへの情報発信
- 岡山市社会福祉協議会創立 100 周年記念事業の実施<新規>
  - ・岡山市社会福祉協議会創立 100 周年記念大会の開催
  - ・岡山市社会福祉協議会創立 100 周年記念誌の発行

### (7) ふれあい給食サービス事業

- ひとり暮らし高齢者等を対象にふれあい給食サービス事業を実施します。
- ・実施地区、利用者の拡大

## 2. あらゆる生活課題を受け止め、寄り添う体制づくり

一人一人の生活課題に向き合う中、地域の中でもその人らしく暮らしていけるよう生活困窮者支援と総合相談支援体制の構築に向け支援ができるよう体制を整えていきます。

### (1) 生活困窮者自立相談支援事業（寄り添いサポートセンター）

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、様々な理由で生活に困っている方の相談を受け、生活再建に向けた支援を行います。

### (2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

世帯全体の複雑、多様化した課題を包括的に受け止め総合的な相談支援体制づくりを行います。さらに相談支援において浮かび上がった本人及び世帯の課題や要望などを把握し、社会とのつながりを作るための支援を行います。

### (3) 生涯活躍就労支援事業

生涯現役社会を推進し、誰もが活躍できる機会を提供し、人々が生きがいを感じることで及び自立の推進につなげることを目的とします。

- ・利用者の総合受付業務
- ・民間就労支援機関への引継・調整
- ・就労支援事業（就労に向けて何らかの支援が必要な方）
- ・就労定着確認業務

### (4) 生活福祉資金貸付制度

低所得世帯や、高齢者世帯・障害者世帯などに対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、生活の安定を確保することを目的とした貸付制度です。

- 生活福祉資金の貸付
  - ・生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）
- 小口資金貸付

### **(5) ひまわり福祉相談センター事業**

暮らしの中で生じる心配ごとや困りごとに対して、相談しやすい相談窓口を行います。

#### ○心配ごと相談の実施

- ・心配ごと相談員による相談
- ・心配ごと相談員研修会の開催

#### ○高齢者・障害者無料法律相談の実施

- ・弁護士による無料法律相談

### **(6) 低所得者援護対策事業**

#### ○生活課題解決に向けた支援体制の強化

#### ○生活再建・自立支援ファンドへの取り組み

・切山基金を活用し、適切なサービスにつなげるため、最初の入口支援に必要な費用の援助を行ないます。

## **3. 地域で安心して生活できる支援体制づくり**

福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業は利用者にとって生活を送るうえでかせない支援となっています。また成年後見制度は本人に代わってサービスを契約し、本人にとって大切な財産の管理を行います。行政や司法関係者、地域で活動する団体などと連携を取りながらネットワークづくりを進め、新たな支援の方法を模索していきます。

### **(1) 日常生活自立支援事業**

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方の日常生活を支えるために、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を契約の上行うことによって、その方の権利擁護の推進を図ります。

### **(2) 成年後見中核機関運営事業**

成年後見制度の利用が必要な人について、制度の利用を促進する運営を行ないます。

### **(3) 法人後見事業**

岡山市社会福祉協議会が成年後見人等となることにより、成年被後見人等の権利擁護の推進を図ります。

### **(4) 障害者居宅支援事業**

ケース会議等を通じた他事業所（他職種）との情報共有をおこないます。

### **(5) 児童館運営事業**

児童に健全な遊びを与えて児童の健康を促進し、情操を豊かにすることを目的としています。子どもたちに遊びを通して子どもの創造性、自主性、社会性をはぐくみ、さまざまな活動を行っています。

○運営協議会の開催

○各児童館まっりの開催

#### **4. 多種多様な団体をつなぎ・つながる仕組みづくり**

地域において、地域のつながりの希薄化や福祉活動の担い手不足、活動の場の確保などさまざまな課題があります。多種多様な団体に対して、地域ニーズの提供や、活動のノウハウを提供することで、社会福祉法人等と地域団体を結びつけます。また、社会福祉法人等のネットワーク化を支援し、地域課題解決に向けた具体的な活動につなげていきます。

##### **(1) 地域における公益的な取り組み（社会福祉法人との連携）**

社会福祉法人の公益的な取り組みを推進するための情報提供や支援をします。

社会福祉法人と地域団体及び法人間のネットワーク化を支援し、具体的な活動につなげます

- ・地域における公益的な取り組みの推進（社会福祉法人との連携）（再掲）
- ・多機関による連携会議の開催（再掲）

##### **(2) 出前福祉体験事業**

車いす体験やアイマスク体験等を通じて、福祉教育を推進します。

- ・市民や社会福祉法人との協働による実施

##### **(3) ボランティア体験事業**

ボランティア活動を体験する機会を作っていきます。

- ・ボランティア受入れのための情報提供
- ・年間を通じたボランティア講座の実施

##### **(4) ボランティア相談体制の整備**

ボランティアをしたい人とボランティアに来てほしい人のニーズをつなぎます。

- ・ボランティア相談対応・情報発信
- ・インターネット等を活用した情報発信

##### **(5) ボランティア養成講座**

福祉教育、地域福祉の推進を目的に、地域共生社会の実現に向けた人材育成を行います。

- ・ボランティア入門講座の開催
- ・技能ボランティア講座の開催

## (6) 災害ボランティアセンターの体制整備

地域と様々な関係機関が協働して災害時にスムーズな対応ができるよう、平時から災害時に向けた取り組みを行います。

- ・災害ボランティア登録者の拡大
- ・災害ボランティア講座の開催
- ・災害ボランティアネットワークの構築
- ・災害ボランティアパネル展の実施

## 5. その他の事業

- 区事務所・分室の相談支援機能の強化
- 職員研修の充実
  - ・職員勉強会の実施
  - ・地域と共に歩むコミュニティーワーカーの育成
- 岡山市敬老会・岡山市障害者体育祭・わくわく子どもまつり in 岡山ドーム
- 福祉の店元気の輪、出張販売等
- 岡山市障害者製作商品販売等事業
- 福祉区民生委員児童委員協議会事務局の運営
  - ・会議や研修の支援